

# 児童通所給付費 支給決定基準

平成28年3月 障害福祉課作成

## 1 対象児童

「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（平成24年3月30日障発0330第14号）に定める者とする。

## 2 支給決定基準

事業名	支給決定基準	備考
児童発達支援	15日/月	<u>また、通園施設は23日/月とする。</u> <u>ただし、併行通園する場合で加配制度利用者は5日/月とする。</u>
放課後等デイサービス	15日/月	
保育所等訪問支援	2日/月	

## 3 原則支給決定日数を超える申請の取扱い

原則支給決定日数を超える申請は受付することは認められない。この場合、他のサービス等で代用をすすめる。

ただし、身体施設の施設に関しては、通園施設に入園できないなど特段の事情がある場合は、必要日数までの支給決定を行うこととする。

## 4 支給決定期間

申請年度の3月31日までとする。ただし、満18歳を迎える年度については、対象児の誕生日末日までとする。また、1年以内に手帳の再判定が予定されている場合は、その月までとする

## 5 収入認定等の見直し

支給決定の更新時に行うものとする。ただし、支給決定中に申請者から見直しの希望があった場合は応じるものとする。